

こ 放 第 1191 号  
令 和 2 年 3 月 2 日

放課後児童クラブ  
放課後児童健全育成事業 運営主体各位

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての対応について（通知）  
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その7＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関する学校の臨時休校に伴う対応について、運営主体から本市に問い合わせが多い質問への回答を、別添1のFAQにまとめましたので、お知らせします。

今後、お問い合わせが多い項目については、FAQを更新していく予定ですので、よろしくをお願いします。

また、令和2年3月2日に、教育委員会事務局が、学校長に向けて、「小中学校、義務教育学校における緊急受入れの実施について」を発出していますので、別添2の通知をご確認ください。

＜添付資料＞

別添1：事業所向けFAQ（放課後児童クラブ・放課後児童健全育成事業）

別添2：小中学校、義務教育学校における緊急受入れの実施について（令和2年3月2日 教小企第4442号）

こども青少年局放課後児童育成課  
担当：中澤・秦  
TEL：671-4461

No.	質問	回答	通知日
1	【放課後児童クラブ事業のみ】朝から開所したことに伴う追加経費に対する補助内容はどうか。また、申請はどのように行うのか	国から、追加で国庫補助を行うことが示され、現在、本市においても、クラブに追加補助を行う方向で検討していますが、補助の内容等の詳細が決まり次第お伝えします。	3月2日
2	緊急受け入れの終了時間は学校から連絡はあるのか	放課後児童クラブ側から学校に問い合わせてください。なお、本日（3/2）中に学校から保護者に連絡があると聞いています。	3月2日
3	利用している放課後児童クラブが午前中から開所する場合には、低学年で学校の「緊急受け入れ」の対象であっても、学校に行かず、午前中からクラブを利用しても差し支えないのか。	差し支えありません。	3月2日
4	事前に利用児童が少ないことがわかっている場合の人員配置基準は、土曜日に準じて当日の児童数に応じた配置として良いか。	学校の一斉臨時休業期間中の人員配置として、「土曜日等に関所する場合の取扱い」と同様、当日に受け入れる利用児童数に合わせた支援の単位数で運営して差し支えないこととします。ただし、学校の「緊急受け入れ」終了後に、参加児童数が増加した場合は、児童数に応じた職員配置をしていただきますようお願いします。＜平成31年度放課後児童クラブ事業マニュアル ～運営・活動編P31参照＞	3月2日
5	【放課後児童クラブ事業のみ】運営委員会（総会）を開催を延期または中止としたため、令和2年度の補助金交付申請額の意味決定ができず、申請期限に間に合わない場合はどうすればよいか。	令和2年4月に補助金を交付するためには、すでに提示している期限を守っていただく必要がありますので、書面開催などの手法を検討してください。また、書面開催とする際には、運営主体として意思決定した過程の記録を残してください。（会議資料、運営委員の意見を記載した議事録作成等）	3月2日
6	感染予防の観点からの広さの基準は示されるのか。	現時点で国から具体的な基準などは示されていませんが、手を伸ばすと届く距離で、会話を続けるなどの濃厚接触は避けるなど、感染症予防を徹底していただくようお願いします。	3月2日
7	子どもが体調不良でも体温が37.5度以上なければ、クラブを利用できるのか。	子どもの体温を問わず、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合、利用を控えていただくよう保護者に伝えてください。	3月2日
8	職員のマスク着用は必須か。手に入らない場合はどうすればよいのか。	原則マスク着用をお願いします。入手できない場合などでも、感染症予防対策として、咳エチケットに努めるとともに、職員の手洗い、うがい等の徹底を行った上で、児童の受入を行ってください。	3月2日